

防災上**重要な道路沿い** にある**建築物の耐震診断**が **義務化**されました。

※対象建築物の所有者には今後個別でご連絡しますのでご協力をお願いします。

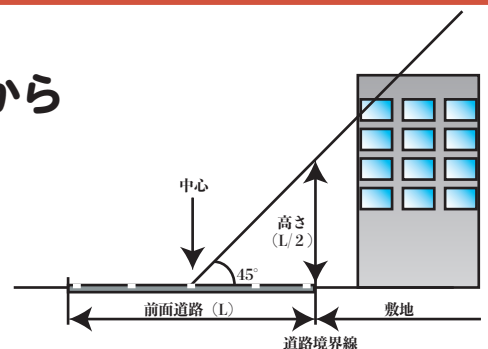
(1) 耐震診断を義務付ける対象道路等

耐震診断を義務付ける対象道路	道路延長	対象棟数 (見込)
大規模災害時、自衛隊や消防、警察の広域応援部隊等が 進出するルート	約 580 k m	541 棟
原子力災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、 住民等の早期退避に必要な避難路	約 110 k m	17 棟
合計	約 690 k m	558 棟

(2) 耐震診断を義務付ける建築物

- 対象道路に接する
昭和 56 年 5 月以前
に建築された建築物

- 前面道路の中心線から
上方 45 度の線に
かかる建築物



(3) 耐震診断義務の開始

2019 年 4 月 1 日

(4) 耐震診断結果の報告期限

2022 年 3 月 31 日 開始から 3 年

詳しくは県ホームページへ

耐震ナビ



お問い合わせ

静岡県 暮らし・環境部 建築安全推進課 電話番号 054-221-3076

